

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

日清食品ホールディングス株式会社

E00457

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 10
- (4) ライツプランの内容 10
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 10
- (6) 大株主の状況 10
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 16

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
【会社名】	日清食品ホールディングス株式会社
【英訳名】	NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 宏基
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番1号
【電話番号】	(03) 3205-5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役・CFO(グループ財務責任者) 横山 之雄
【縦覧に供する場所】	日清食品ホールディングス株式会社 東京本社 (東京都新宿区新宿六丁目28番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	89,648	94,854	382,793
経常利益 (百万円)	5,982	8,212	30,964
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,803	5,255	18,855
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	8,486	12,858	34,883
純資産額 (百万円)	291,566	322,411	315,026
総資産額 (百万円)	409,878	449,764	446,132
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	25.44	47.69	171.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	25.37	47.52	170.57
自己資本比率 (%)	69.5	69.6	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,874	2,172	32,045
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,483	△7,964	△31,251
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,256	△1,851	△10,070
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	69,864	57,511	64,014

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「売上高」には、消費税等は含まれておりません。
3. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、セグメントに係る主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

<その他>

アジア地域において、非連結子会社であったNissin Foods Vietnam Co.,Ltd.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の我が国経済は、安倍政権の経済政策がもたらした株高・円安の効果が個人消費や輸出企業の業績に波及し、景気回復局面に入っておりまいりました。

また、世界経済においては、米国経済が住宅・雇用環境改善により回復基調にあるものの、欧州経済の緊縮財政による停滞、中国をはじめとする新興国経済の減速が鮮明になるなど、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは「“EARTH FOOD CREATOR”～人々を『食』の楽しみや喜びで満たすことで社会や地球に貢献する～」という企業理念の下、グループの強みである技術イノベーション力とマーケティング力を活かした商品開発を行い、一層のブランド価値向上に努めてまいりました。また、2014年3月期からの3カ年を対象とする「中期経営計画2015」を掲げ、成長性の高い新興国を中心にグローバル戦略を推進するとともに、グループ横断的なコスト削減にも注力し、さまざまな経営環境に即応できる強固な企業基盤の構築に取り組んでおります。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比5.8%増の94億54百万円となりました。利益面においては、営業利益は、前年同期比29.6%増の59億36百万円、経常利益は、前年同期比37.3%増の82億12百万円となりました。また、当四半期純利益は、前年同期比87.5%増の52億55百万円となりました。

<連結業績>

(単位：百万円)

区分	平成25年3月期	平成26年3月期	対前年同期比	
	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	金額	%
売上高	89,648	94,854	+5,206	+5.8
営業利益	4,579	5,936	+1,356	+29.6
経常利益	5,982	8,212	+2,230	+37.3
四半期純利益	2,803	5,255	+2,452	+87.5

報告セグメント別の業績の概況は、以下の通りです。

①日清食品

袋めん類では、カップめんで培った最高峰のめん技術を応用し、“まるで、生めん”のような食感とおいしさを再現した「日清ラ王」群が、引き続き売上高増に大きく貢献しました。さらに、夏場の需要喚起に向けて6月に発売した「日清ラ王 冷し中華」（関東甲信越・静岡地区限定発売）が好調に推移しております。

カップめん類では、袋めんとともにキャンペーンを展開している「日清チキンラーメンどんぶり」群や三層太ストレート製法のもっちり太くまっすぐなうどんが好評の「日清のどん兵衛」群が売上を伸ばし、堅調に推移しました。

また、1958年に販売を開始した世界初のインスタントラーメン「チキンラーメン」が、今年で発売55周年（1958年8月25日発売）を迎えます。さらに、「日清焼そば」が50周年（1963年7月2日発売）、「出前一丁」が45周年（1968年2月12日発売）を迎えており、ロングセラー袋めんへの長年のご愛顧に応え、さまざまなキャンペーンやイベントを展開し、販売拡大に取り組んでおります。

この結果、報告セグメントにおける日清食品の売上高は前年同期比2.8%増の451億75百万円、セグメント利益は前年同期比28.1%増の52億91百万円となりました。

②明星食品

明星食品㈱の販売状況は、競合他社との激しい販売競争に苦戦し、前年を割り込む結果となりました。「明星一平ちゃん 夜店の焼そば」シリーズが引き続き堅調に推移、また、将来の主力商品に育てるため市場定着化に取り組んだ「明星 Quick 1」や、苦戦が続く袋めん類の立て直しを図るべく発売した「明星 究麺」が売上に寄与したものの、他商品の落ち込みをカバーするには至らず売上減となりました。

この結果、報告セグメントにおける明星食品の売上高は前年同期比5.8%減の95億59百万円、セグメント利益は前年同期比12.9%減の4億62百万円となりました。

③低温事業

日清食品チルド類の販売状況は、チルドめん市場の需要停滞に逆らえず厳しい状況となりました。発売30周年を迎えた「中華風涼麺」、新機軸商品「サラダ麺」を中心とした冷しジャンルが伸長し盛夏に向け好調なスタートを切る一方、焼そばジャンルの伸び悩みなどにより、全体としては売上減となりました。

日清食品冷凍類の販売状況は、「冷凍 日清スパ王プレミアム」シリーズが消費者の皆様に受け入れられ引き続き好調に推移、さらに、食べ応え十分の「冷凍 日清スパ王プレミアムBIG」シリーズを発売し、売上を伸ばしました。ラーメンやうどん類は前年に比べてやや落ち込む結果となりましたが、スパゲティ類をはじめ、焼そば類、たこ焼やお好み焼などのスナック類が伸長、また前年度に発売した「冷凍 日清カップセルスタイル カップヌードルおにぎり」も寄与し全体としては売上増となりました。

この結果、報告セグメントにおける低温事業の売上高は前年同期比0.9%増の130億58百万円、セグメント利益は前年同期比80.3%増の1億59百万円となりました。

④米州地域

米州地域は、価格競争の影響を受けにくい企業体質への改善を目指し、高付加価値商品の強化に取り組みました。将来の主軸商品に育てるべく販売拡大を図った「BIG CUP NOODLES」やロングセラー商品の「Top Ramen」が堅調な売上となりました。

この結果、報告セグメントにおける米州地域の業績は円安効果もあり、売上高は前年同期比22.3%増の77億63百万円、セグメント利益は前年同期比155.7%増の1億58百万円となりました。

⑤中国地域

中国地域は、中間所得者層の増加が続く中国大陸市場での営業販売網・営業人員拡大とブランド戦略が奏功し、増収増益となりました。特にカップヌードルは、「開杯楽」（華東地区）と「合味道」（華南地区）に分けていたブランドを「合味道」に統一し、ブランドイメージの一本化を図るなど、積極的な販売戦略を推進したことにより売上を大きく伸ばしております。

この結果、報告セグメントにおける中国地域の業績は円安効果もあり、売上高は前年同期比29.5%増の66億49百万円、セグメント利益は前年同期比8.1%増の7億36百万円となりました。

また、報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、国内の菓子事業、飲料事業、外食事業並びに欧州地域、アジア地域を含んだ「その他」の売上高は前年同期比13.9%増の126億46百万円となり、セグメント利益は前年同期比67.1%減の57百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の当社グループの総資産は、前期末に比べ36億31百万円増加し、4,497億64百万円となりました。当第1四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は次の通りです。

資産につきましては、主に有価証券が85億97百万円増加したことによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ37億53百万円減少し、1,273億52百万円となりました。これは主に未払法人税等が43億30百万円減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ73億84百万円増加し、3,224億11百万円となりました。これは主に為替換算調整勘定が64億26百万円増加したことによるものです。

この結果、自己資本比率は69.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前第1四半期連結累計期間における18億76百万円の減少から、69億32百万円の減少となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間	増減額
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,874	2,172	△702
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,483	△7,964	△6,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,256	△1,851	+2,405
現金及び現金同等物に係る換算差額	989	710	△278
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,876	△6,932	△5,055
現金及び現金同等物の期首残高	71,740	64,014	△7,726
現金及び現金同等物の四半期末残高	69,864	57,511	△12,352

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は21億72百万円（前年同期比7億2百万円の資金の減少）となりました。これは主に前年同期に比べ棚卸資産の増加額が増加したことにより資金が11億58百万円減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は79億64百万円（前年同期比64億80百万円の資金の減少）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入の増加により資金が31億32百万円増加しましたが、投資有価証券の取得による支出により資金が33億7百万円減少し、有価証券の取得による支出の増加により資金が27億3百万円減少し、有形固定資産の取得による支出の増加により資金が27億58百万円減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は18億51百万円（前年同期比24億5百万円の資金の増加）となりました。これは主に短期借入金の増減により資金が13億81百万円増加し、長期借入れによる収入が10億77百万円増加したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I. 基本方針の内容

当社は、創業者が掲げた「食足世平」、「美健賢食」、「食創為世」及び「食為聖職」の4つの言葉を変えることのない創業の価値観と捉え、グローバルに「食」の楽しみや喜びを提供することで、社会や地球に貢献する「EARTH FOOD CREATOR」をグループ理念とし、その体現を目指しております。

前中期経営計画「UFP2012」ではイノベーション&マーケティング力をコアドライブに、国内事業の徹底した付加価値の訴求と海外事業の収益基盤の構築を推進しました。

その結果、売上高の伸長は実現できたものの、東日本大震災の発生も影響し、計画数値を達成することはできませんでした。しかしながら、この期間で国内事業の収益力向上と海外事業の成長に向けた基盤構築は実現でき、新しい中期経営計画に繋がる実りある時期であったと考えております。

本事業年度からの3カ年では「中期経営計画2015」（以下「本中計」といいます。）に取り組んでまいります。本中計では「グローバルカンパニーへの推進」をテーマに、1. 国内事業の収益力の更なる強化、2. 海外事業の成長加速、3. グローバルカンパニーとしてのプラットフォーム機能の強化・推進を図ります。

国内事業ではグループの力を活用した、新しい収益モデルの確立を行います。具体的には①新たなビジネスモデル（ハイスピードブランディングシステム）の導入、②グループ会社の共同購買・共同物流等によるコスト削減を行います。

海外事業では①成熟市場、②成長市場、③新規市場別に事業モデルの確立を行います。

①成熟市場とは、欧州や北米など、めん文化が根づいた今後さらなる強化・効率化によって収益性改善が望まれる地域のこと、北米では特定顧客層に注力した日清食品ブランドの強化と価値提案による収益確保を目指し、欧州では既存展開国での収益改善と展開エリアの拡大を図ります。

②成長市場とは中国・東南アジア・インド及びその周辺を指し、もともとめん文化が根づいており、人口も多く即席めん市場の一層の拡大が見込まれる市場のことで、中国では圧倒的なシェアをもつ香港地区を中心にカップヌードルの収益力強化に努めるとともに、華南での成功モデルを華東・華北・西南地域へ展開します。また、アジア地域では特定顧客層・地域に注力し、その領域でブランディングを行った上で、ボリュームゾーンでシェアの拡大と横展開を進めてまいります。

③新規市場とはアフリカや南米など、成長市場と同様に需要拡大の可能性はあるものの、めん文化が根づいておらず、今後市場性を見極めていく必要のある地域を指し、既存の拠点を活用した地理的拡大に取り組んでまいります。

当社グループは今後もこうしたグローバル戦略の着実な遂行を通じて、持続的な成長を実現し企業価値の向上及び株主共同の利益の最大化に努めます。

II. 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご自身の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、上記(1)で述べた当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

そこで、当社としては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、更に、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の事業及び経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様へ提示するというプロセスを確保するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であると考えております。

当社は、かかる見解を具体化する施策として、平成19年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）の導入（平成25年6月26日開催の第65期定時株主総会において、平成28年6月下旬開催予定の当社第68期定時株主総会終結の時まで延長すること等の改正をご承認いただいております。）を決議しております。また、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続き並びに大規模買付者が当該手続きを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置発動の要件、手続き及び内容に関するルール（「大規模買付ルール」）を定めております。

III. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に際して、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、11億71百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,463,685	117,463,685	東京証券取引所 市場第一部	権利内容になんら制限 のない標準となる株式 であり、単元株式数は 100株であります。
計	117,463,685	117,463,685	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1. 第16回新株予約権(第16回株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成25年3月7日
新株予約権の数(個)	343
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	343 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月2日 至 平成65年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,185 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
 - ①新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
 - ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
 - ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
 - ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権全部を相続により承継する者(以下「権利承継者」という。)を当該新株予約権者の相続人のうちの1人に限定する場合に限り、権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から10ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 (イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧新株予約権の取得事由及び行使の条件
 新株予約権の取得事由及び行使の条件は、「新株予約権の取得事由」及び「新株予約権の行使の条件」の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

2. 第17回新株予約権（第17回株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	平成25年6月5日
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	80,000 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月27日 至 平成65年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,004 資本組入額 （注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1及び2については、「1. 第16回新株予約権（第16回株式報酬型ストック・オプション）」の（注）1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社の定款に違反した場合又は取締役を解任された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権全部を相続により承継する者（以下「権利承継者」という。）を当該新株予約権者の相続人のうちの1人に限定する場合に限り、権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から10ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「1. 第16回新株予約権（第16回株式報酬型ストック・オプション）」の（注）4に同じ。

3. 第18回新株予約権（第18回株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	平成25年6月5日
新株予約権の数（個）	7,990
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	7,990 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月27日 至 平成65年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,462 資本組入額 （注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）いずれも「1. 第16回新株予約権（第16回株式報酬型ストック・オプション）」の注釈に記載の内容に同じ。

4. 第19回新株予約権（第19回株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	平成25年6月5日
新株予約権の数（個）	26,914
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	26,914 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月27日 至 平成65年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,462 資本組入額 （注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）いずれも「1. 第16回新株予約権（第16回株式報酬型ストック・オプション）」の注釈に記載の内容に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	117,463,685	—	25,122	—	48,370

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,271,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,031,100	1,100,311	—
単元未満株式	普通株式 160,685	—	—
発行済株式総数	117,463,685	—	—
総株主の議決権	—	1,100,311	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日清食品ホールディングス 株式会社	大阪市淀川区西中島 4-1-1	7,271,900	—	7,271,900	6.19
計	—	7,271,900	—	7,271,900	6.19

(注) 当第1四半期会計期間末現在(平成25年6月30日)の自己名義所有株式数は7,246,076株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.17%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第61号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,351	57,880
受取手形及び売掛金	47,072	41,959
有価証券	6,065	14,662
商品及び製品	10,022	11,400
原材料及び貯蔵品	9,329	9,927
その他	10,114	11,786
貸倒引当金	△280	△270
流動資産合計	146,674	147,347
固定資産		
有形固定資産		
土地	52,429	52,490
その他(純額)	81,358	87,136
有形固定資産合計	133,787	139,627
無形固定資産		
のれん	2,619	2,447
その他	2,057	2,511
無形固定資産合計	4,677	4,959
投資その他の資産		
投資有価証券	138,571	136,145
その他	22,762	22,027
貸倒引当金	△340	△341
投資その他の資産合計	160,992	157,830
固定資産合計	299,457	302,417
資産合計	446,132	449,764
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,652	42,358
短期借入金	1,342	2,682
未払金	24,012	21,612
未払法人税等	7,143	2,813
その他	※ 21,658	※ 21,408
流動負債合計	97,809	90,875
固定負債		
長期借入金	※ 7,612	※ 8,249
退職給付引当金	7,496	—
退職給付に係る負債	—	9,627
その他	18,186	18,599
固定負債合計	33,296	36,476
負債合計	131,105	127,352

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,122	25,122
資本剰余金	48,416	48,416
利益剰余金	257,067	255,818
自己株式	△21,798	△21,721
株主資本合計	308,808	307,636
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,329	13,123
繰延ヘッジ損益	—	15
土地再評価差額金	△6,619	△6,619
為替換算調整勘定	△7,936	△1,510
退職給付に係る調整累計額	—	191
その他の包括利益累計額合計	△2,227	5,200
新株予約権	899	1,195
少数株主持分	7,546	8,379
純資産合計	315,026	322,411
負債純資産合計	446,132	449,764

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	89,648	94,854
売上原価	50,611	52,707
売上総利益	39,036	42,146
販売費及び一般管理費	34,457	36,210
営業利益	4,579	5,936
営業外収益		
受取利息	170	217
受取配当金	869	931
有価証券売却益	—	267
持分法による投資利益	97	496
為替差益	205	327
その他	168	144
営業外収益合計	1,510	2,384
営業外費用		
支払利息	63	69
その他	43	38
営業外費用合計	107	107
経常利益	5,982	8,212
特別利益		
固定資産売却益	7	128
投資有価証券売却益	7	145
その他	—	0
特別利益合計	14	275
特別損失		
固定資産廃棄損	55	44
災害による損失	—	※ 28
その他	572	5
特別損失合計	627	78
税金等調整前四半期純利益	5,369	8,409
法人税等	2,493	3,073
少数株主損益調整前四半期純利益	2,876	5,335
少数株主利益	72	80
四半期純利益	2,803	5,255

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,876	5,335
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,057	766
繰延ヘッジ損益	—	15
為替換算調整勘定	2,021	4,022
退職給付に係る調整額	—	191
持分法適用会社に対する持分相当額	4,646	2,525
その他の包括利益合計	5,610	7,522
四半期包括利益	8,486	12,858
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,294	12,465
少数株主に係る四半期包括利益	191	392

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,369	8,409
減価償却費	3,443	3,316
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△418	△7,496
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	6,683
持分法による投資損益 (△は益)	△97	△496
売上債権の増減額 (△は増加)	5,615	5,642
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△348	△1,507
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,856	△1,699
未払金の増減額 (△は減少)	△1,999	△2,866
その他	852	△1,394
小計	9,560	8,593
法人税等の支払額	△8,707	△8,487
その他	2,021	2,067
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,874	2,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△60	△1,121
定期預金の払戻による収入	785	447
有価証券の取得による支出	△0	△2,703
有価証券の売却及び償還による収入	1,000	1,600
有形固定資産の取得による支出	△3,481	△6,239
有形固定資産の売却による収入	251	430
投資有価証券の取得による支出	△1,633	△4,941
投資有価証券の売却による収入	2,045	5,177
その他	△390	△614
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,483	△7,964
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△43	1,337
長期借入れによる収入	—	1,077
長期借入金の返済による支出	△332	△372
自己株式の増減額 (△は増加)	0	—
配当金の支払額	△3,856	△3,856
少数株主への配当金の支払額	△12	△12
その他	△13	△24
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,256	△1,851
現金及び現金同等物に係る換算差額	989	710
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,876	△6,932
現金及び現金同等物の期首残高	71,740	64,014
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	429
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 69,864	※ 57,511

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、Nissin Foods Vietnam Co., Ltd. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首のその他の包括利益累計額が255百万円増加し、利益剰余金が2,094百万円減少しております。なお、これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 財務制限条項

連結子会社である株式会社ニッキーフーズは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計5社の協調融資による分割実行可能期間付シンジケートローン契約を締結しております。この契約には次の財務制限条項(単体ベース)が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- (1) 貸借対照表の純資産の部の金額を平成20年9月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
借入金残高	3,600百万円	3,500百万円

(四半期連結損益計算書)

※ 災害による損失

連結子会社である宇治開発興業株式会社において、平成24年8月に発生した集中豪雨による修繕費用を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	63,203百万円	57,880百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4,439	△4,559
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	11,100	4,190
現金及び現金同等物	69,864	57,511

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,856	35	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,856	35	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日清食品	明星食品	低温事業	米州地域	中国地域	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	43,961	10,150	12,947	6,350	5,132	78,542	11,106	89,648	—	89,648
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	49	219	128	—	29	427	3,972	4,399	△4,399	—
計	44,010	10,370	13,076	6,350	5,162	78,969	15,078	94,048	△4,399	89,648
セグメント利益	4,132	531	88	61	681	5,495	175	5,670	△1,091	4,579

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内の菓子事業、飲料事業、
外食事業等並びに欧州地域、アジア地域を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,091百万円には、退職給付関係費用△184百万円、のれんの償却額△187百万
円、セグメント間取引消去等42百万円、グループ関連費用△761百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	日清食品	明星食品	低温事業	米州地域	中国地域	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	45,175	9,559	13,058	7,763	6,649	82,207	12,646	94,854	—	94,854
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	326	295	306	—	28	956	4,041	4,997	△4,997	—
計	45,502	9,854	13,364	7,763	6,677	83,163	16,688	99,852	△4,997	94,854
セグメント利益	5,291	462	159	158	736	6,808	57	6,865	△929	5,936

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内の菓子事業、飲料事業、
外食事業等並びに欧州地域、アジア地域を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△929百万円には、退職給付関係費用97百万円、のれんの償却額△228百万円、セ
グメント間取引消去等33百万円、グループ関連費用△832百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎
は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	25円44銭	47円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,803	5,255
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,803	5,255
普通株式の期中平均株式数(百株)	1,101,807	1,102,040
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25円37銭	47円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(百株)	3,014	3,965
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

日清食品ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小口 誠司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日清食品ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日清食品ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。